○財務省令第十五号

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八号）の施行に伴い、日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則及び財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則及び財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

（日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の一部改正）

第一条　日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総則） **第一条**　日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）は、別に定めるものを除くほか、この省令の定めるところにより、財政融資資金に属する現金の出納、借用証書の受払い、有価証券の受払い及び登録、取引残高報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第九十八条第三号イに規定する取引残高報告書をいう。以下同じ。）の取扱い並びに財政投融資特別会計財政融資資金勘定歳入歳出の取扱いをするものとする。	（総則） **第一条**　日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）は、別に定めるものを除くほか、この省令の定めるところにより、財政融資資金に属する現金の出納、借用証書の受払い、有価証券の受払い及び登録、取引残高報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百八条に規定する取引残高報告書をいう。以下同じ。）の取扱い並びに財政投融資特別会計財政融資資金勘定歳入歳出の取扱いをするものとする。

（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正）

第二条　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国債の特例） **第四十九条**　［略］ 2　取扱金融商品取引業者等が、その取扱いに係る外国債を外国において有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関に保管させる場合には、当該取扱金融商品取引業者等は外国債の提出に代えて、取引残高報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第九十八条第三号イに規定する取引残高報告書をいう。次項において同じ。）を日本銀行本店に提出することができる。 3　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（外国債の特例） **第四十九条**　［略］ 2　取扱金融商品取引業者等が、その取扱いに係る外国債を外国において有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関に保管させる場合には、当該取扱金融商品取引業者等は外国債の提出に代えて、取引残高報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百八条に規定する取引残高報告書をいう。次項において同じ。）を日本銀行本店に提出することができる。 3　［略］

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部の施行に伴い、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び防衛力強化資金事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び防衛力強化資金事務取扱規則の一部を改正する省令

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第一条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（移換手続） **第二条**　［略］ 一～十六　［略］	（移換手続） **第二条**　［同上］ 一～十六　［同上］